資料５

へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針について

平成２９年（２０１７年）８月

旭川市

目　　次

はじめに……1

へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針

1　へき地保育所及び季節保育所の見直しに至る経緯……1
(1) 現在の運営状況概要
(2) 旭川市行財政改革推進プログラムと通年制保育園の今後の方針
(3) 子ども・子育て支援新制度との関係
(4) 子ども・子育て審議会への諮問とその答申

2　農山村地域の保育の在り方……2

3　保育料の見直しの考え方……2

4　統廃合の方針……3
(1) 廃止の方向で検討するへき地・季節保育所
(2) 統合の方向で検討するへき地・季節保育所
(3) 公共施設などとの再編

5　へき地・季節保育所の名称……4

別表……5

資料編

資料１　利用状況等に関するアンケート結果について……7

資料２　位置図……２４

資料３　旭川市子ども・子育て審議会での調査審議について……２６

資料４　保護者との意見交換……２９

資料５　各施設の利用児童数等データ集……３１

はじめに

本市のへき地保育所及び季節保育所は，近年，農山村地域の子育て世帯の減少や保護者の就労状況の多様化などにより，利用児童数の減少が進んできました。そこで，へき地保育所及び季節保育所が，市立の認可外保育施設という機能を維持し，今後も農山村地域の子育て支援の一端を担っていくためには，施設の在り方などを見直す必要があると判断したことから，利用児童の保護者向けアンケート調査（資料１参照）や地域関係者及び利用児童の保護者との意見交換会を実施したほか，旭川市子ども・子育て審議会における答申内容及びパブリックコメント（平成 29 年６月 30 日から平成 29 年７月 31 までの期間で実施）の御意見を踏まえ，今回，「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針」を策定しました。

へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針

1　へき地保育所及び季節保育所の見直しに至る経緯

(1)　現在の運営状況概要

本市のへき地保育所及び季節保育所（以下「へき地・季節保育所」という。）は，農山村地域の保育を要する幼児その他の児童の保育の確保及び子育て支援の役割を担っており，へき地保育所が６施設，季節保育所が９施設設置されています（資料２参照）。保育所の施設運営及び管理については，旭川市へき地保育所及び季節保育所条例に基づき，平成 18 年度から公募によらない指定管理者（一般財団法人旭川保育協会）に運営・管理されています。

(2)　旭川市行財政改革推進プログラムと通年制保育園の今後の方針

へき地･季節保育所は,通年制保育園条例に基づき設置している通年制保育園とともに，平成 18 年 10 月策定の「旭川市行財政改革推進プログラム（改訂版）」から平成 28 年５月策定の「旭川市行財政改革推進プログラム 2016（平成 28 年度～平成 31 年度）」に至るまで，見直しの対象施設となっており，このうち通年制保育園は，平成 27 年３月策定の「旭川市通年制保育園の今後の方針」に基づき，民間事業者の運営する認定こども園への移行を進めながら，平成 30 年３月末で，すべて閉園します。

(3)　子ども・子育て支援新制度との関係

へき地・季節保育所も，地域の就学前児童数や保育ニーズに関しての調査や各へき地・季節保育所長への聞き取りなど，見直しに向けた検討を行ってきました。

平成 27 年４月に本格施行した「子ども・子育て支援新制度」では，これまでの「へき地保育所」は，地域型又は施設型給付となることが基本とされたものの，本市のへき地・季節保育所は，入所児童数，入所児童の年齢，保護者の就労状況，施設・設備の制約や地域事情などから，認可保育所等に移行することは難しい状況にあると判断しました。

(4)　子ども・子育て審議会への諮問とその答申（資料３参照）

へき地・季節保育所が，市立の認可外保育施設という機能を維持し，今後も農山村地域の子育て支援の一端を担っていくためには，施設の在り方などの見直しの必要があることから，旭川市子ども・子育て審議会に平成 29 年１月 17 日付けで「へき地・季節保育所の今後の在り方等について」を諮問し，同日付けで，平成 30 年度からの通年化（桜岡へき地保育所，東鷹栖第２季節保育所及び千代ヶ岡季節保育所は平成 29 年度からの通年化）をしようとする本市の考え方は妥当である旨の答申を受けました。また，保育料の見直し及び統廃合の方針については，継続して審議するための部会（旭川市子ども・子育て審議会へき地・季節保育所検討部会）を設置し，その部会での調査審議等を経て，平成 29 年５月 18 日付けで本市の考え方は妥当である旨の答申を受けました。

２　農山村地域の保育の在り方

へき地・季節保育所は，設置当時から農山村地域で生活を営む農業者などの子育てを支援するための保育施設として機能していましたが，近年，農山村地域の子育て世帯の減少や保護者の就労状況の多様化などにより，利用児童数の減少が進んできました。利用児童数の減少に伴って，休所する施設がある一方で，各施設では，保護者の就労状況により多様化する保育ニーズに応える形で運営を継続してきており，平成 29 年度から３施設で，利用児童の保護者や地域からの要望に応え，認可保育所等と同様に通年での保育を実施し，残りの施設については，平成 30 年度から通年での保育を予定しています。

今後は，農山村地域のコミュニティの維持と地域の活性化に配慮し，子ども達が，同年齢及び異年齢の集団の中で過ごすことができる保育環境を維持し続けられるように施設の集約化などを図りながら，農山村地域の保育サービスの提供を継続していきます。

３　保育料の見直しの考え方

へき地・季節保育所の保育料については，９か月の開所期間で月額 8,200 円の定額（生活保護受給世帯等を除く。）としていますが，利用児童の保護者や地域からの要望に応え，平成 29 年度からへき地・季節保育所を順次，認可保育所等と同様の通年保育としていくことから，認可保育所等の利用者との公平性を考慮し，世帯の市町村民税額に応じた負担としている認可保育所等の階層区分を用いた見直しを検討します。認可保育所等の階層区分などと同様（※１）とすることで，利用者が利用施設を検討する際に，保育料の比較を容易にできるという利点もあります。また，保育料の額は，へき地・季節保育所を安定的に継続して運営でき，かつ，認可保育所等の保育料と公平性が保たれるよう，今後実施していく統廃合も見据えながら，一定程度の利用者負担額を設定しますが，階層区分ごとの保育料の額については，認可保育所等とはサービス内容が異なるため，認可保育所等の利用者負担額より，低くなるよう設定します。（別表参照）

この保育料の見直しについては，全施設での通年保育の実施予定と併せ，平成 30 年４月１日からの施行を予定しています。

なお，現に入所している児童の保育料については，一定期間の激変緩和措置（※２）を講ずることも検討します。

※1　認可保育所等の階層区分などと同様とは，次の保育料の算定の考え方も含みます。（平成 29 年８月１日時点）

ア　保育料の算定（市町村民税の課税状況で決定し，算定に用いる課税年度は毎年９月に更新となります。）

・４月から８月までの保育料は，前年度の市町村民税に基づき算定

（注意）前年度の市町村民税は，前々年の１月から 12 月までの収入等に基づき決定します。

・９月から３月までの保育料は，現年度の市町村民税額に基づき算定

（注意）現年度の市町村民税は，前年の１月から 12 月までの収入等に基づき決定します。

イ　保育料は，保護者及び保護者と同居している扶養義務者（子どもから見た民法上の扶養義務者であって，家計の主宰者である者をいいます。）の課税額の合算額により決定します。

ウ　市町村民税の所得割額は，調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除，配当控除，寄付金税額控除，外国税額控除，配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

エ　多子軽減について

オ　ひとり親世帯等に対する軽減

※2　激変緩和措置検討案

ア　平成 30 年４月から平成 31 年８月までの保育料については，Ｃ４からＣ13 に該当し，※1 のエ・オの軽減後の保育料が 8,200 円を超える場合については，その保育料から 8,200 円を減じた額に３分の１を乗じて得た額（十円未満切捨）に 8,200 円を加えたものを保育料とします。

イ　平成 31 年９月から平成 32 年８月までの保育料については，Ｃ４からＣ13 に該当し，※1 のエ・オの軽減後の保育料が 8,200 円を超える場合については，その保育料から 8,200 円を減じた額に３分の２を乗じて得た額（十円未満切捨）に 8,200 円を加えたものを保育料とします。

４　統廃合の方針

へき地・季節保育所が所在する農山村地域にも，一定の保育ニーズが存在しており，行政として農山村地域にも保育サービスを維持していくことが必要であるとの考えの下，へき地・季節保育所に入所する児童の保護者及び地域の市民委員会などの関係者の理解を得ながら，次に示す考え方により，統廃合を進めます。なお，現在のへき地・季節保育所の指定管理期間を平成 32 年度末までとしていることから，同年度末を目指し，地域の関係者などに丁寧な説明を行いながら，具体的な統廃合を進めます。また，統廃合を検討するときには，旭川市公共施設等総合管理計画推進方針（平成 29 年１月策定）など他の方針又は計画等との整合性を考慮します。

(1)　廃止の方向で検討するへき地・季節保育所

市街地に隣接し，認可保育所等を利用する際の交通事情などと大きな違いがない地域に

所在するへき地・季節保育所は廃止の方向で検討します。なお，廃止する際の代替策として，この地域の住民が，認可保育所等を利用する際には，優先的に利用できる扱いなどを検討します。

(2)　統合の方向で検討するへき地・季節保育所

地域の児童数が著しく少ないなどの理由により単独では，一定程度の集団の中での保育サービスの提供ができないと考えられるへき地・季節保育所については，近隣のへき地・季節保育所との統合を検討します。統合を検討する際には，地域設定の考え方を持ち，その地域内に保育サービスを継続させるよう検討します。また，統合を行ったことにより地域内に住んでいる方で送迎に要する時間が増えた場合の対応についても検討します。

(3)　公共施設などとの再編

へき地・季節保育所は，公共施設などと複合化することで，地域住民との交流など保育内容を充実できるため，地域内にある公共施設などとの再編を検討します。この検討は，平成 33 年度以降も継続します。

5　へき地・季節保育所の名称

へき地･季節保育所は,通年化を図ることや国の定義づけがなくなっていることなどから，今回の見直しに合わせて，実態に即した名称とします。今後は，へき地・季節保育所を一定の地域のために必要な保育所として位置づけ，存続させることから「地域保育所」という名称で検討します。また，各へき地・季節保育所については，〇〇へき地（季節）保育所を〇〇保育所という名称で検討します。

別表

へき地・季節保育所の通年化後の保育料案

※(　)内の金額は第2子目による軽減後の金額

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料案	現行の2号認定子どもの保育料（参考）	階層別人数
階層区分	定義		へき地・季節保育所の通年化後の保育料	保育短時間認定子ども	H28の認可保育所等の保育料による実績
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等支援法による被支援世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0	1.70%
B	A階層を除き，当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		1,200 (0)	1,800	15.50%
C1	A階層及びB階層を除き，当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	4,300 (1,070)	6,500	16.10%
C2		48,600円以上 53,000円未満	6,200 (1,550)	9,300	2.20%
C3		53,000円以上 69,000円未満	8,500 (2,120)	12,800	10.50%
C4		69,000円以上 87,000円未満	11,100 (2,770)	16,700	9.80%
C5		87,000円以上 105,000円未満	14,100 (3,520)	21,200	8.30%
C6		105,000円以上 123,000円未満	18,000 (4,500)	27,000	6.30%
C7		123,000円以上 140,000円未満	20,100 (5,020)	30,200	6.30%
C8		140,000円以上 163,000円未満	22,200 (5,550)	33,400	6.70%
C9		163,000円以上 193,500円未満	24,400 (6,100)	36,700	5.90%
C10		193,500円以上 254,000円未満	25,200 (6,300)	37,800	6.50%
C11		254,000円以上 360,000円未満	25,900 (6,470)	38,900	3.10%
C12		360,000円以上 415,000円未満	26,700 (6,670)	40,100	0.10%
C13		415,000円以上	27,600 (6,900)	41,400	0.90%

・多子軽減について

（ア）保護者と同一世帯に小学校就学前の子ども（へき地・季節保育所，認可保育所，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園，特別支援学校幼稚部，児童心理治療施設，児童発達支援，医療型児童発達支援を利用している子どもに限る。）が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目の子どもの保育料は別表の（　）内の額，第３子目以降の子どもの保育料は０円となります。

（イ）Ｃ１階層及びC3階層（57,700円未満）の場合（３歳未満児については，就労要件設定有り）

（ア）にかかわらず保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目の子どもの保育料は別表の（　）内の額，第３子目の子どもの保育料は０円となります。

・ひとり親世帯等に対する軽減（３歳未満児については，就労要件設定有り）

次に掲げる世帯であってＢ階層の場合の保育料は０円，Ｃ1階層からＣ４（77,101円未満）階層の場合の保育料は1,200円となります。また，Ｃ１階層からＣ４（77,101円未満）階層に該当し，かつ，保護者と生計を一にする子ども（年齢は問いません。）が２人以上いる場合，そのうち年齢の高い子どもから数えて第２子目以降の保育料は０円となります。

（ア）保護者がひとり親で現に子どもを扶養している世帯

（イ）身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯

（ウ）特別児童扶養手当の支給対象児童を有する世帯　（エ）障害基礎年金の受給者を有する世帯

資料編

資料１

「へき地保育所，季節保育所」の利用状況等に関するアンケート結果について

「へき地保育所，季節保育所」の利用状況等に関するアンケート結果について

子育て支援部こども育成課

1　調査の目的

へき地保育所及び季節保育所に通園する児童の保護者を対象にアンケート調査を実施し，今後の保育所の在り方について検討する基礎資料として活用する。

2　調査方法

（１）調査対象者は旭川市内のへき地保育所及び季節保育所に通園する児童の保護者
兄弟で同時に通園している場合は児童１人につき調査票１枚を回収

（２）調査方法
へき地保育所，季節保育所の指定管理者である一般財団法人旭川保育協会を通じ，各保育所長が保護者への配布及び回収を実施

（３）調査実施期間
平成 28 年 11 月 15 日から 25 日まで

3　回収結果

（１）配布数　74
（２）回収数　70
（３）回収率　94.6%（回収数/配布数）

4　調査結果の表し方

（１）調査結果の数値は回答率（%）で示している。回答率の母数は，その質問項目に該当する回答数であり，その数はＮで示している。
（２）回答率は，上記Ｎに対する百分率（%）で示している。
（３）百分率は小数第 2 位を四捨五入し，小数第 1 位まで表示しているため，回答率の合計が 100.0%にならない場合がある。

５　調査結果

問１　現在通われているへき地保育所又は，季節保育所名とその保育所に通われているお子様の生年月を御記入ください。

保育所名	人数（人）
旭川市立日の出倉沼へき地保育所	3
旭川市立桜岡へき地保育所	9
旭川市立江丹別へき地保育所	5
旭川市立雨紛季節保育所	6
旭川市立さくら季節保育所	8
旭川市立あすか季節保育所	19
旭川市立旭正季節保育所	9
旭川市立嵐山季節保育所	3
旭川市立東鷹栖第２季節保育所	2
旭川市立千代ヶ岡季節保育所	6
計	70

通園している児童の年齢（H28.4.1 現在）

回答者 70 人のうち，「3 歳以上児」が 67.2%（47 人），「3 歳未満児」が 32.8%（23 人）となっている。

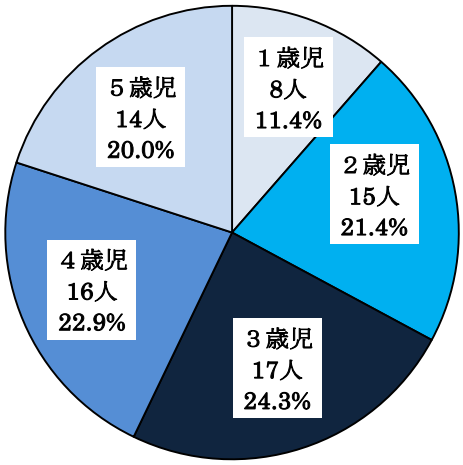

全体（N＝70）

問２　お住まいの地域をお伺いします。当てはまる番号１つに○をつけてください。

回答者 70 人のうち，「現在通っている保育所がある市民委員会の地域」が 55.7%（39 人），「現在通っている保育所がある市民委員会の地域外」が 44.3%（31 人）となっている。

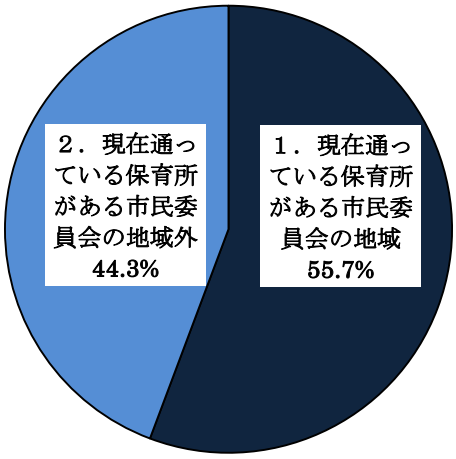

全体（Ｎ＝70）

問３　現在の就労状況（自営業・家族従事者含む）をうかがいます。

（１）父親

回答者 70 人のうち，「フルタイムで就労しており，育休・介護休業中ではない」が最も多く，92.9%（65 人），「パート・アルバイト等で就労しており，育休・介護休業中ではない」及び「パート・アルバイト等で就労しているが，育休・介護休業中である」が共に 1.4%（1 人），無回答（母子家庭を含む）が 4.3%（3 人）となっている。

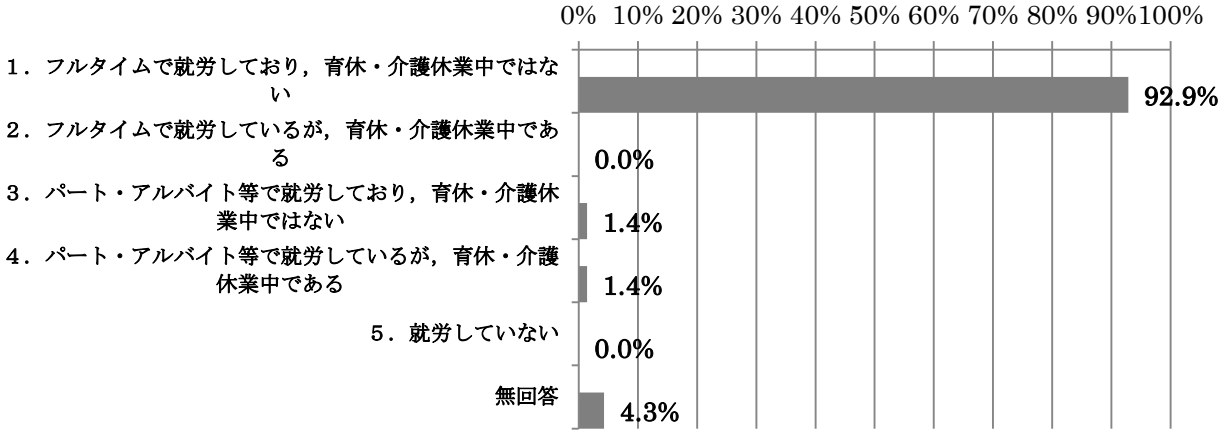

全体（Ｎ＝70）

（１）-1　（１）で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」，１日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は，最も多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は，休業に入る前の状況についてお答えください。

回答者 67 人のうち，「1 週当たり 6 日･1 日当たり 10 時間」が最も多く，26.9%（18 人），次いで「1 週当たり 6 日・1 日当たり 12 時間」及び「1 週当たり 7 日・1 日当たり 10 時間」が共に 9.0%（6 人），「1 週当たり 5 日･1 日当たり 9 時間」及び「1 週当たり 6 日・1 日当たり 9 時間」が共に 7.5%（5 人），「その他」が 40.3%（27 人）となっている。

その他　内訳	
5日・ 8時間	6.0%
5日・12時間	6.0%
3日・24時間	4.5%
6日・13時間	4.5%
5日・10時間	3.0%
6日・ 8時間	3.0%
6日・11時間	3.0%
5日・11時間	1.5%
6日・ 6時間	1.5%
6日・14時間	1.5%
7日・ 8時間	1.5%
7日・11時間	1.5%
7日・12時間	1.5%
7日・19時間	1.5%
計	40.3%

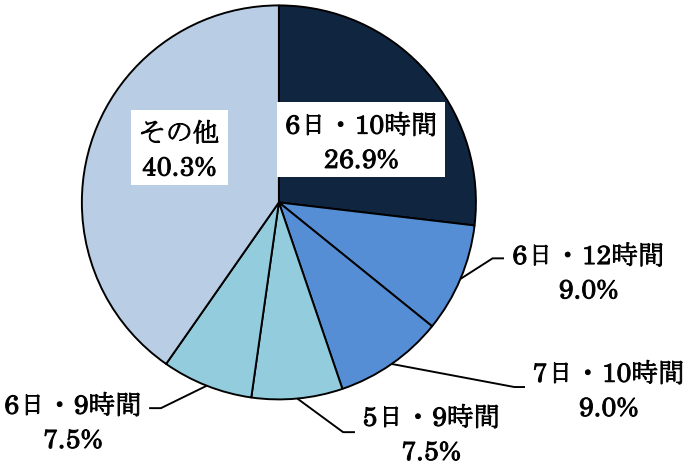

※その他内訳はそれぞれ小数第 2 位を四捨五入し，小数第 1 位まで表示しているため，合計との乖離がある。

全体（N＝67）

（2）母親

回答者 70 人のうち，「パート・アルバイト等で就労しており，産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く，38.6%（27 人），次いで「就労していない」が 32.9%（23 人），「フルタイムで就労しており，産休・育休・介護休業中ではない」が 20.0%（14 人），「フルタイムで就労しているが，産休・育休・介護休業中である」が 5.7%（4 人），無回答（父子家庭を含む）が 2.9%（2 人）となっている。

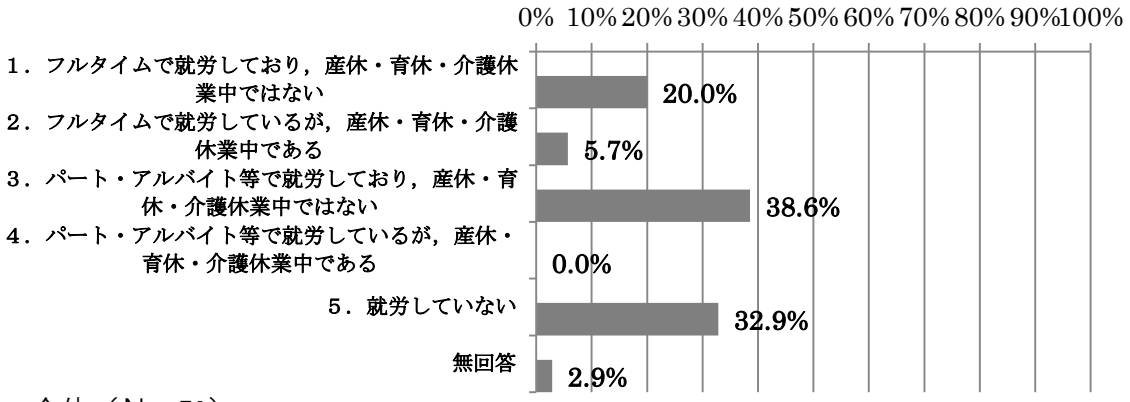

全体（N＝70）

（2）-1　（2）で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。１週当たりの「就労日数」，１日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は，最も多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は，休業に入る前の状況についてお答えください。

回答者 45 人のうち，「1 週当たり 5 日・1 日当たり 7 時間」及び「1 週当たり 5 日・1 日当たり 8 時間」が最も多く，共に 15.6%（7 人），次いで「1 週当たり 5 日・1 日当たり 6 時間」が 11.1%（5 人），「1 週当たり 6 日・1 日当たり 5 時間」が 6.7%（3 人），「その他」が 51.1%（23 人）となっている。

その他　内訳	
3日・ 7時間	4.4%
4日・ 5時間	4.4%
4日・ 6時間	4.4%
5日・ 5時間	4.4%
5日・ 9時間	4.4%
6日・ 6時間	4.4%
6日・12時間	4.4%
2日・ 3時間	2.2%
3日・ 2時間	2.2%
4日・ 3時間	2.2%
5日・10時間	2.2%
5日・13時間	2.2%
6日・ 1時間	2.2%
6日・ 8時間	2.2%
6日・ 9時間	2.2%
6日・13時間	2.2%
計	51.1%

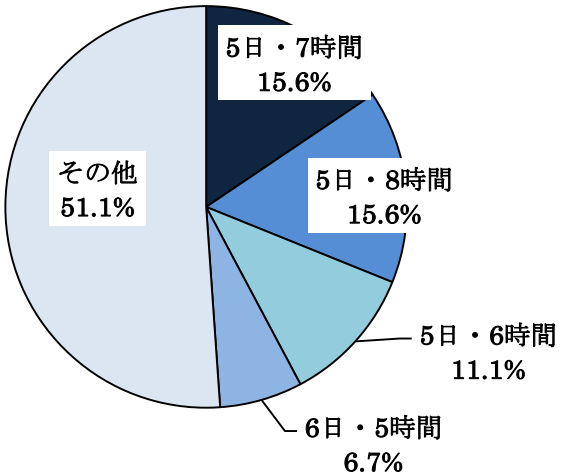

※その他内訳はそれぞれ小数第 2 位を四捨五入し，小数第 1 位まで表示しているため，合計との乖離がある。

全体（N＝45）

父母の就労状況（世帯別）

回答者 70 世帯のうち，「父フルタイム育休等なし・母パート育休等なし」の世帯が最も多く，34.3%（24 世帯），次いで「父フルタイム育休等なし・母就労なし」が 32.9%（23 世帯），「父フルタイム育休等なし・母フルタイム育休等なし」が 20.0%（14 世帯），「その他」が 12.9%（9 世帯）となっている。

その他　内訳	
父フルタイム育休等なし・母フルタイム育休等中	5.7%
父無回答・母パート育休等なし	4.3%
父パート育休等なし・母無回答	1.4%
父パート育休等中・母無回答	1.4%
計	12.9%

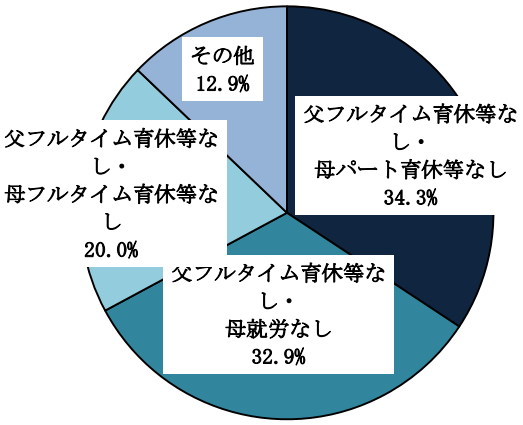

※その他内訳はそれぞれ小数第 2 位を四捨五入し，小数第 1 位まで表示しているため，合計との乖離がある。

全体（N＝70）

問４　現在のへき地保育所，季節保育所における利用状況等をうかがいます。

（１）週当たりの「利用日数」，１日当たりの「利用時間」をお答えください。利用日数や利用時間が一定でない場合は，最も多いパターンについてお答えください。

回答者 70 人のうち，「1 週当たり 6 日・1 日当たり 7 時間」が最も多く，31.4%（22 人），次いで「1 週当たり 6 日・1 日当たり 8 時間」が 28.6%（20 人），「1 週当たり 5 日・1 日当たり 8 時間」及び「1 週当たり 6 日・1 日当たり 9 時間」が共に 12.9%（9 人），「1 週当たり 5 日・1 日当たり 7 時間」が 8.6%（6 人），「その他」が 5.7%（4 人）となっている。

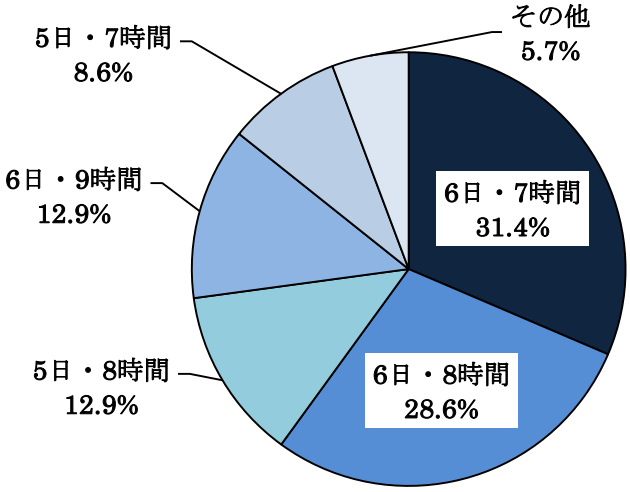

その他	内訳
5日・9時間	2.9%
4日・6時間	1.4%
5日・6時間	1.4%
計	5.7%

全体（N＝70）

問５　現在，お子様が通われているへき地保育所,季節保育所についてうかがいます。

（１）へき地保育所，季節保育所をどのような理由で選びましたか。当てはまる番号２つに〇をつけてください。

回答者 70 人のうち，「自宅からの距離が近かったため」が最も多く，60.0%（42 人），次いで「保育料等の負担が適当だったため」が 52.9%（37 人），「就学前に集団生活に慣れさせたいため」が 31.4%（22 人），「保育内容が良いため」が 18.6%（13 人），「認可保育所に入所できなかったため」が 10.0%（7 人），「友人・知人が通っているため」が 5.7%（4 人），「職場からの距離が近かったため」が 1.4%（1 人）となっている。

また，「その他」12.9%（9 人）には，以下の意見があった。

・自然に囲まれていて環境がよいため
・親や兄弟が通園していたため
・先生が良い方なので
・地域の子と触れ合わせるため
・成長が遅く，人数の少ない所で安心して預けたかったため
・３歳の男の子で家で母親と遊ぶより楽しいと思ったから。来年から幼稚園ですが，遊ばせてあげたかった。

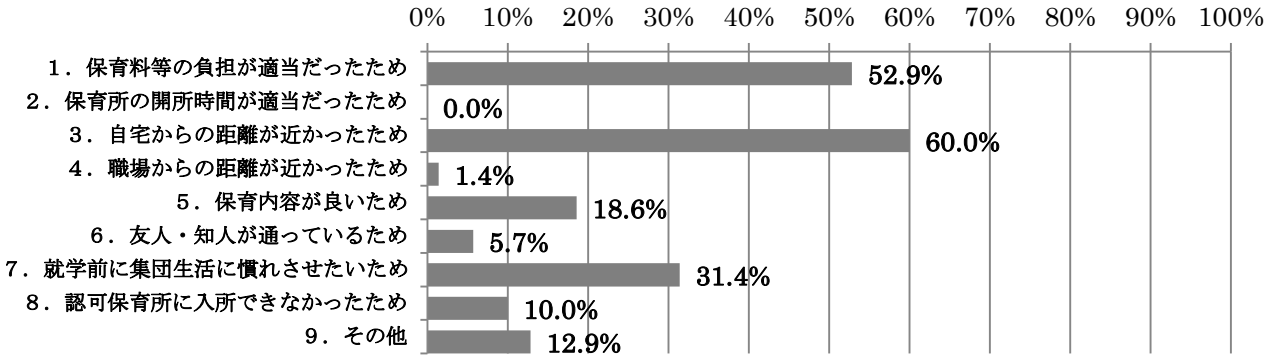

※複数回答により，回答率の合計は 100.0%にならない。

全体（Ｎ＝70）

（２）へき地保育所，季節保育所にお子様を通園させてどのように思いますか。

回答者 70 人のうち，「満足している」が最も多く，41.4%（29 人），次いで「やや満足している」が 32.9%（23 人），「やや満足していない」が 21.4%（15 人），「満足していない」が 2.9%（2 人），無回答が 1.4%（1 件・設問（３）－２に回答しているため３，４のどちらかと判断）となっている。

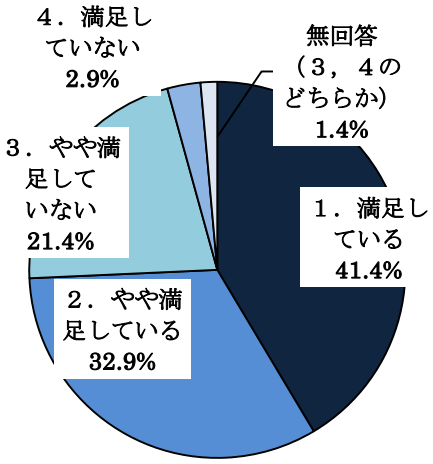

全体（Ｎ＝70）

（３）－１　上記（２）で「１．満足している」，「２．やや満足している」に〇をつけた方にうかがいます。どのような理由によるものですか。当てはまる番号２つに〇をつけてください。→（４）へ

回答者 52 人のうち，「保育料等の負担が適切だったため」が最も多く，57.7%（30 人），次いで「通いやすかったため（自宅・職場からの近さ）」及び「保育内容・職員の質が良いため」が共に 46.2%（24 人），「就学前の集団生活がうまくいっているため」が 34.6%（18 人），「友人・知人が通っているため」が 9.6%（5 人）となっている。

また，「その他」5.8%（3 人）には，以下の意見があった。

・地域住民との交流が多く，貴重な体験ができるため

・人数が少ない分，臨機応変に対応してくれるため

・週５，６日びっしり行かなくてもいいよ，と言ってくれたから。今しか子どもと遊ぶときがないので，遊んであげて下さいね，と言ってくれた。いずれ幼稚園とか行くと気軽に休めないかな，と感じていたから。

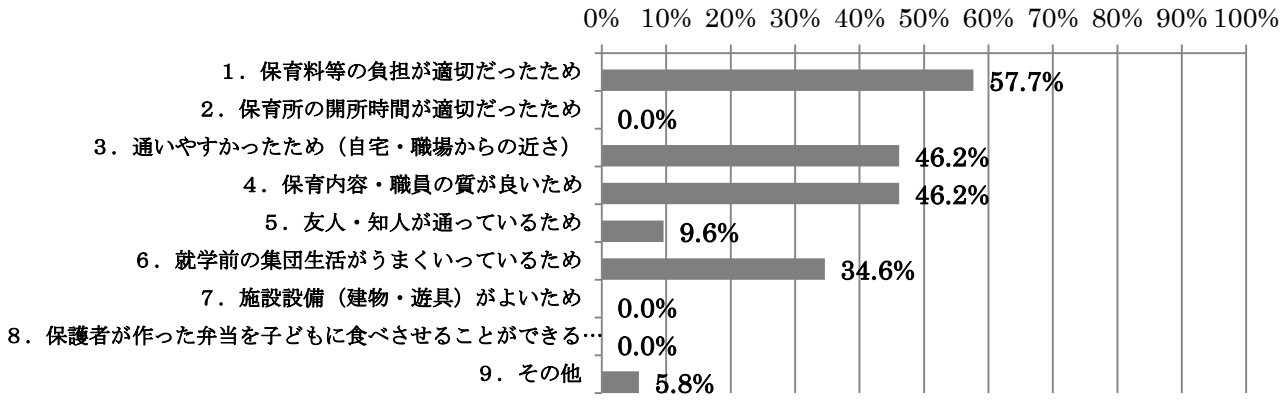

※複数回答により，回答率の合計は 100.0%にならない。

全体（Ｎ＝52）

（３）－２　上記（２）で「３．やや満足していない」，「４．満足していない」に○をつけた方にうかがいます。どのような理由によるものですか。当てはまる番号２つに○をつけてください。→（４）へ

回答者 18 人のうち,「保育所の閉所期間があるため（１月から３月まで閉所しているため）」が最も多く，94.4%（17 人），次いで「保育所の開所時間が短いため」，「通っている児童が少なく友達ができないため」及び「施設設備（建物・遊具）が老朽化しているため」が共に 22.2%（4 人），「保育内容・職員の質が良くないため」及び「給食がないため」が共に 16.7%（3 人）となっている。

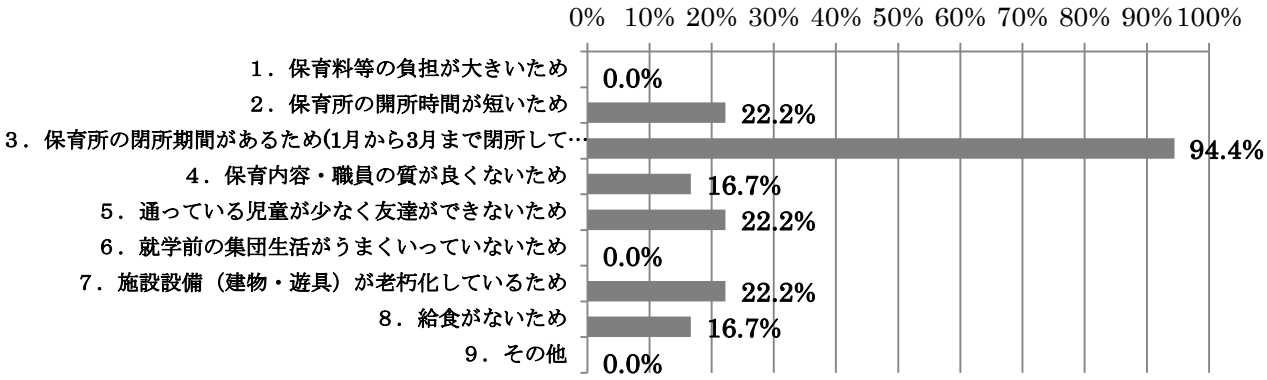

※複数回答により，回答率の合計は 100.0%にならない。

全体（Ｎ＝18）

（４）　現在のへき地保育所，季節保育所の運営等についてどのような点を改善してもらいたいと思いますか。当てはまる番号２つに〇をつけてください。（10 番に該当する場合は，１つの〇としてください。）

回答者 70 人のうち，「保育所の開所期間の延長（１月から３月までの開所）」が最も多く，85.7%（60 人），次いで「利用児童の増加・安定的確保」が 34.3%（24 人），「施設設備（建物・遊具）の更新」が 18.6%（13 人），「配食回数の増加」が 14.3%（10 人），「保育所の開所時間の延長」及び「保育内容・職員の質の充実」が共に 8.6%（6 人），「保育料等の減額」及び「特に改善を行うことはない」が共に 4.3%（3 人），無回答が 2.9%（2 人）となっている。

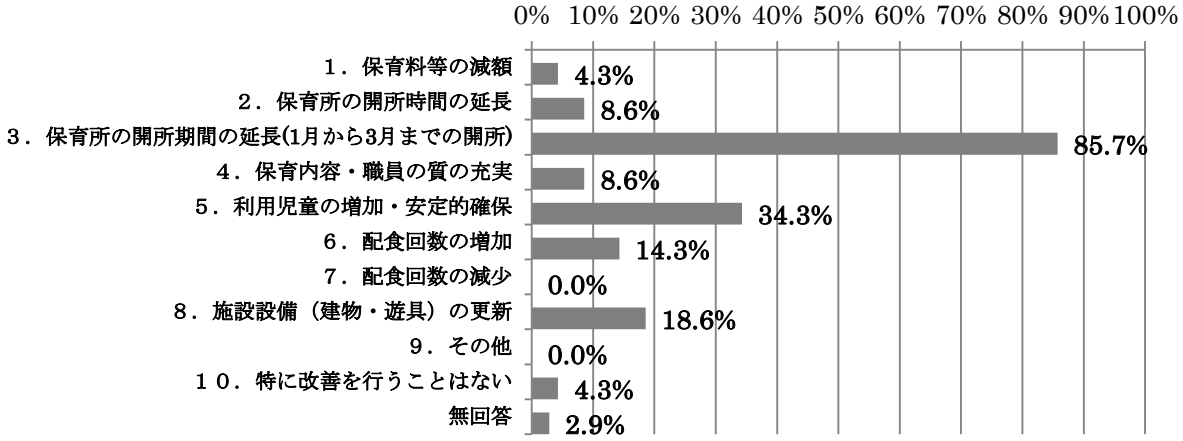

※複数回答により，回答率の合計は 100.0%にならない。
全体（Ｎ＝70）

問６　（１）　１月から３月の閉所期間の状況についてお伺いします。

回答者 70 人のうち，「自宅で保育している」が最も多く，72.9%（51 人），「通年制保育園を利用している。（利用予定である）」が 5.7%（4 人），「私立認可外保育施設を利用している。（利用予定である）」2.9%（2 人）となっている。

また，「その他」18.6%（13 人）には，以下の意見があった。

・一時保育と自宅の併用　　・事業所内保育所を利用（予定）
・一時保育利用（予定）　　・祖父母に預けている
・児童センターの利用　　・今年入所したので１月から３月まで過ごしたことがない
・一時預かりを利用。認可を申し込んでいるが入所できず。

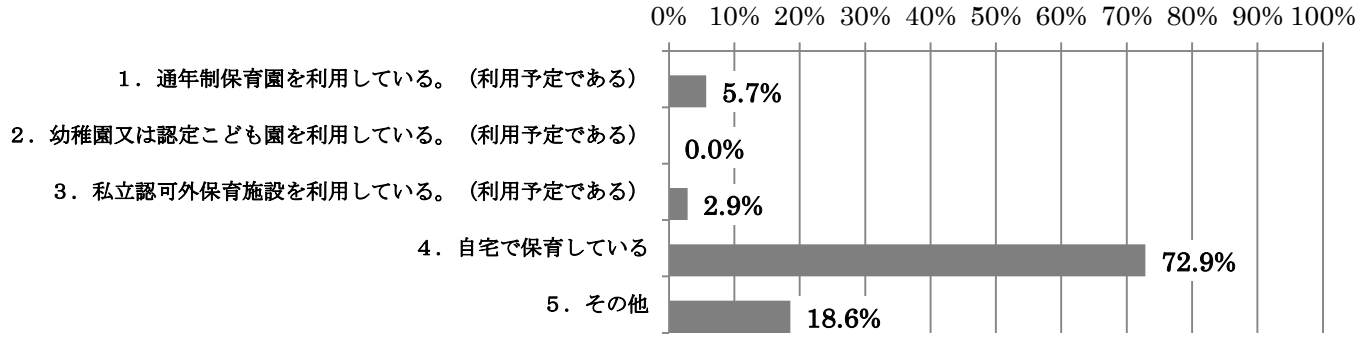

全体（Ｎ＝70）

（１）-1　上記　問６（１）で「１．通年制保育園を利用している」，「２．幼稚園又は認定こども園を利用している」に〇をつけた方にうかがいます。１月～３月に利用する（利用予定の）施設名を記入してください。

「１．通年制保育園を利用している。（利用予定である）」

旭川市立千代田保育園 3 人
旭川市立緑が丘保育園 1 人　　計 4 人

6　総括

・児童の居住地は，現在通園している保育所がある市民委員会の地域内・地域外でほぼ半数ずつであった。
・保育所における利用状況等については，週当たり 6 日・1 日当たり 7 時間以上利用している世帯が半数を超えていることがわかった。
・通園している保育所を選んだ理由は，「自宅からの距離が近かったため，保育料等の負担が適当だったため」との声が多かった。
・満足度については，「満足している・やや満足している」が約 4 分の 3 を占めており，「保育料等の負担が適切，自宅・職場から近く通いやすい，保育内容・職員の質が良い」との声がある一方，満足度にかかわらず，保育所運営等の改善点として「保育所の開所期間の延長（1 月から 3 月までの開所）」を望む声が多かった。
・1 月から 3 月の閉所期間の状況については，「自宅で保育している」が最も多い結果となったが，多くの保護者が保育所の開所期間の延長を希望していることがわかった。

へき地保育所，季節保育所について，御意見等があれば自由に御記入ください。

開所期間の延長について（２０件）

1	通年にしてほしいです。
2	冬の間仕事をしていないので自宅でみていますが，なかなかじっくり遊んであげられないので，保育所が休みの間場所を提供してもらえたらたくさん遊べるのでは，と思ったことはありました。近所の学校に学童がないので，学童の場が一緒にできたら良いなと思います。
3	１～３月に閉所するのは，今の現状に全く合っていない気がする。労働の間に保育をお願いするのではなく，４～１２月だけの労働をさがすという逆の状態になっている。
4	先生が熱心で子どもの個性や良さをよく見とり，工夫して保育してくださっていること，何より住んでいる地域で地元の方々に見守られながら互いに顔を覚えて通えることが大事なことと感じている。子どもにとって冬季間通えなくなるのは環境の変化が大きなストレスになるし，親の仕事の都合としても厳しい。第２子もできれば産みたいと思っているが，このまま閉所期間が設けられたままであれば，苦渋の選択ではあるが通年の保育園への転園も検討しなければいけないと考えている。田舎であっても，住んでいる地域の中で育っていく環境をぜひ整えて頂きたい。いずれ移住者の増進にも影響してくると考える。
5	冬の１～３月の間も開所してほしい。へき地保育所をもっと街の人に広めてほしい。
6	冬の１～３月の間も開所してほしい。子どもの数を増やしてほしい。
7	年間開設を希望します。
8	季節保育所の存在を知らない方が多いので，もう少し広報や冊子などで告知をすると児童数が増えるのでは，と思います。冬期は，毎日でなくても週に２日程でも開所してもらえるととても助かります。
9	少人数で先生が向き合える事は良いと思う。冬の間開いていれば，さらに楽しかっただろうと思う。専業主婦なので，保育所には預けられないので，２歳児が遊べる所（場所）が必要だと思う。
10	通年保育になって欲しい。冬の間は会社の託児所に預けているが，子どもにしたら環境が変わるため負担が多い。小さい子どもが多いため，遊ぶ相手が託児にはいないため，本人が行きたがらない。保育所は毎日楽しみに行っている。
11	とにかく１月～３月までの開所をしてほしい！
12	１月～３月の開所希望！
13	保育所の開所期間の延長をお願いします。
14	１～３月の間，開所しているとありがたかったです。
15	へき地，季節保育所と名称が付いているので色々と規定等あるとは思いますが，やはり１年間通しての保育をしていただけたらありがたいです。
16	やはり１番は１月～３月までの間の開所を希望します！どうしても人数が少ない為，学年関係なくなってしまうので。保育所ではやってはくれてるのですが…。このままで小学校にあがって他の子たちと差はないのか不安にはなる事もあります！
17	開所期間の延長を強く望みます。季節保育所をなくして，通年保育所にしてください。季節保育所自体，古く必要ないと思います。

18	保育所に満足していて場所を変えたくはないですが，冬の間だけ他にかよわせるとなると，通年制の所に変えた方がいいのではと考えています。人数が少ないので期間延長は難しいと思いますが，実現できたら児童も増えると思いますのでよろしくお願いします。
19	働いている方が増えてきており，冬の間他に通うのは負担になるのではと思っていたので，今回試験的にとのことですが，来年度から通年になることがうれしいです。
20	先生方も良い方ばかりでいつも安心してあずけさせて頂いてます。ありがとうございます。働いている方が増えてきているので，通年に来年からなるとききうれしいです。

保育料及び開所期間の延長について（４件）

1	保育料が安く，大変助かっています。１～３月も開所していると助かります。保育料が少し高くなってもいいので通年での開所をお願いします。季節保育所は周囲も自然があり，いいと思います。
2	郊外の住宅地の開発，人口増加により，開所期間が通年であれば今以上のニーズは必ずあると思われます。市内中心部にはない素晴らしい環境を生かして，これからも存続していってほしいと思います。施設設備の更新の為に保育料を引き上げる必要があるということであれば，金額によっては応じたいと思っています。
3	なぜ１～３月開所できないのか理由を知りたい。保育料をこれ以上下げる必要はないと思うので，ぜひ１～３月をすぐにでも開所していただきたい。以前も同様のアンケートがあったが，何か反映されたのでしょうか？
4	１～３月だけ通年制を利用しようと思ったが断られてしまった。子どもにとっても冬だけ環境が変わるのは好ましくないため，通年制になることを希望します。費用負担もあまり増加しないと助かります

施設設備について（２件）

1	遊具の事ですが，閉所している保育所の方が充実しており，開所している保育所の方が遊具が少なく思います。外の敷地に限りがあるのならば，室内でより体を動かせる様な遊具を更新して頂けないでしょうか？
2	施設，設備の補修，改善をしてもらいたい。

その他（５件）

1	配食回数を週６回にしてほしいです。
2	へき地保育所，季節保育所の存在を知らないお母さんも多いのかなと思っていました。広報に小さく出ているぐらいで，地域でも募集案内の紙を貼れる所があるのならば貼ったり，色んな人に知ってもらい，幼稚園，保育園，季節保育所，へき地保育所と，４つの選択肢があることを知ってほしいなと思います。へき地保育所，季節保育所がなくなるうわさも聞きますが，なくす事じゃなく存続させるにはどうしたら良いか考えてほしいなと思います。

3	再来年も継続して利用したい。未満児の受け入れをしてほしい。この先の運営状態が分からない為，知人へのすすめもできない。早急にはっきりしてほしい。この時期に再来年度の状態が分からないと幼稚園も視野に入れているが決めかねる。
4	児童が少ない為，とても濃密な保育を受けられていると思います。子どもにとっても安心できる良い環境で，とても良い経験です。このような保育を安定して受けられたら，大変ありがたいと思います。
5	日頃から地域の人ともっとふれあえたらいいのではと思う。来季度から通年制になるようだが，本当に子どもが少ない地域に通年制にしただけで子どもの数が増えるだろうか。子どもの数が少ないと自主性とか集団行動が身につくか疑問に思う。

※34 件の意見あり。重複は削除した。

資料２

へき地・季節保育所の位置図

旭川市立へき地・季節保育所　位置図

資料３

旭川市子ども・子育て審議会での調査審議について

平成２９年（２０１７年）１月～５月

旭川市子ども・子育て審議会

１　旭川市子ども・子育て審議会としての意見

旭川市子ども・子育て審議会に対し，「へき地・季節保育所の今後の在り方等について（保育の通年化の実施，保育料の見直し及び統廃合の方針）」について，諮問を行い，次のとおり答申を受けました。

・「保育の通年化の実施」について（平成 29 年 1 月 17 日）

「保育の通年化の実施」については，子どもの保育環境，郊外地域の子育て世帯の生活状況などの観点から必要であるため，平成２９年４月から３施設（桜岡へき地保育所，東鷹栖第２季節保育所，千代ヶ岡季節保育所），平成３０年４月から全施設の通年化に取り組む市の考え方は，妥当である。

・「保育料の見直し」及び「統廃合の方針」について（平成 29 年 5 月 18 日）

「保育料の見直し」及び「統廃合の方針」について，当部会での調査審議を経て作成された「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）」に示される市の考え方は妥当である。ただし，次の意見を附すこととする。

（１）保育料の見直しについて，利用児童の保護者や地域の市民委員会などの関係者に対し，わかりやすい資料を用いるなど，丁寧な説明を行うこと。

（２）運営にあたっては，農山村地域の地域性（特色）を生かした，保育サービスの提供に努めること。

２　審議会の経過など

（１）審議会実施までの地域との意見交換について

平成 28 年 12 月 13 日から平成 29 年１月 6 日までの期間で，へき地・季節保育所の各所長及び当該保育所の所在する地域の関係者との意見交換を行いました。

（２）開催日程と調査審議内容等

	日時及び場所	調査審議内容等
１回	旭川市子ども・子育て審議会 平成 29 年１月 17 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 15 分 旭川市第二庁舎　３階 問診指導室	出席者　委員１５名 ・「へき地・季節保育所の今後の在り方等について（保育の通年化の実施，保育料の見直し及び統廃合の方針）」諮問を行った。 ・同日付けで「保育の通年化の実施」について，市の考え方が妥当であるのとの答申を受けた。 ・「保育料の見直し」及び「統廃合の方針」については，部会を設置し，集中的に審議することとした。

２回	旭川市子ども・子育て審議会 へき地・季節保育所検討部会 平成 29 年 3 月 21 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分 旭川市第二庁舎　6 階 会議室	出席者　委員８名 ・「保育料の見直し」及び「統廃合の方針」について，調査審議に入る前段として，へき地・季節保育所についての概要等について事務局より説明を行った。
３回	旭川市子ども・子育て審議会 へき地・季節保育所検討部会 平成 29 年 4 月 12 日（水） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 10 分 旭川市子ども総合相談センター 研修・会議室１	出席者　委員９名 ・事務局が作成した「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）」を基に調査審議を行った。
４回	旭川市子ども・子育て審議会 へき地・季節保育所検討部会 平成 29 年 4 月 24 日（月） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分 旭川市第二庁舎　３階 健康相談室	出席者　委員９名 ・前回の内容を確認しながら「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）」を基に引き続き調査審議を行った。
５回	旭川市子ども・子育て審議会 へき地・季節保育所検討部会 平成 29 年 5 月 9 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 7 時 45 分 旭川市第二庁舎　３階 健康相談室	出席者　委員９名 ・「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）」について最終確認を行った。

資料４

保護者との意見交換について

１　保護者との意見交換について

旭川市子ども・子育て審議会での答申を受けた後，以下の日程で各施設の保護者と意見交換を行いました。

日　時	施設名	参加者数	施設名	参加者数
平成 29 年 5 月 29 日	江丹別へき地保育所	３人		
平成 29 年 5 月 30 日	千代ヶ岡季節保育所	４人		
平成 29 年 5 月 31 日	日の出倉沼へき地保育所	４人		
平成 29 年 6 月 6 日	あすか季節保育所及びさくら季節保育所（合同開催）	１６人		
平成 29 年 6 月 7 日	旭正季節保育所	４人	嵐山季節保育所	３人
平成 29 年 6 月 8 日	東鷹栖第 2 季節保育所	１人		
平成 29 年 6 月 13 日	雨紛季節保育所	３人		
平成 29 年 6 月 15 日	桜岡へき地保育所	７人		

２　保護者の主な意見

（１）「保育の通年化の実施」

○ 若い人が多い地域ではニーズが高まるので良いと考える。

○ 平成 29 年度，先行して通年化した３施設以外も，早期に通年化して欲しい。

（２）「保育料の見直し」

○ 激変緩和措置について，検討案を示して欲しい。

○ 今後の保育料の算定の考え方を詳しく示して欲しい。

○ 保育料の他にも実費相当分が係ることを考慮して欲しい。

（３）「統廃合の方針」

○ 「統廃合」が決定となった場合は，統廃合までに一定程度の期間を設けて欲しい。

（４）「その他」

○ １歳児からの受け入れも検討して欲しい。

○ 開所時間の延長も検討して欲しい。

資料５

各施設の利用児童数等データ集

1　利用児童数の推移（各年４月１日現在：過去 10 年間）

へき地保育所

施設名	住所	開所年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
日の出倉沼	東旭川町日の出	S39	9	4	10	10	9	12	4	6	3	5
桜岡	東旭川町東桜岡	S40	12	16	10	16	14	15	9	12	7	8
豊田	東旭川町豊田	S40	7	9	9	3	4	6	7	休所		
米原	東旭川町米原	S41	6	3	3	2	3	3	休所			
豊里	神居町豊里	S40	休所									
江丹別	江丹別町中央	S39	5	2	休所		4	4	4	3	5	3
6か所			39	34	32	31	34	40	24	21	15	16

季節保育所

旭正	東旭川町旭正	S30	12	10	12	14	16	12	6	9	12	10
東鷹栖第２	東鷹栖4線18号	S44	11	13	14	10	11	13	14	10	6	8
東鷹栖第４	東鷹栖9線15号	S31	6	4	2	4	6	6	5	5	休所	
あすか	永山町11丁目	H14	34	39	24	19	13	15	17	21	21	16
さくら	永山町16丁目	S32	5	8	8	7	8	6	6	9	6	4
雨紛	神居町雨紛	S40	15	12	13	15	12	7	10	6	6	4
神居古潭	神居町神居古潭	S38	5	3	3	2	3	3	3	3	休所	
嵐山	江丹別町嵐山	S39	13	8	6	7	3	4	5	2	5	3
千代ヶ岡	西神楽3線24号	S53	13	11	13	16	13	9	6	6	5	4
9か所			114	108	95	94	85	75	72	71	61	49

15か所	－	－	153	142	127	125	119	115	96	92	76	65
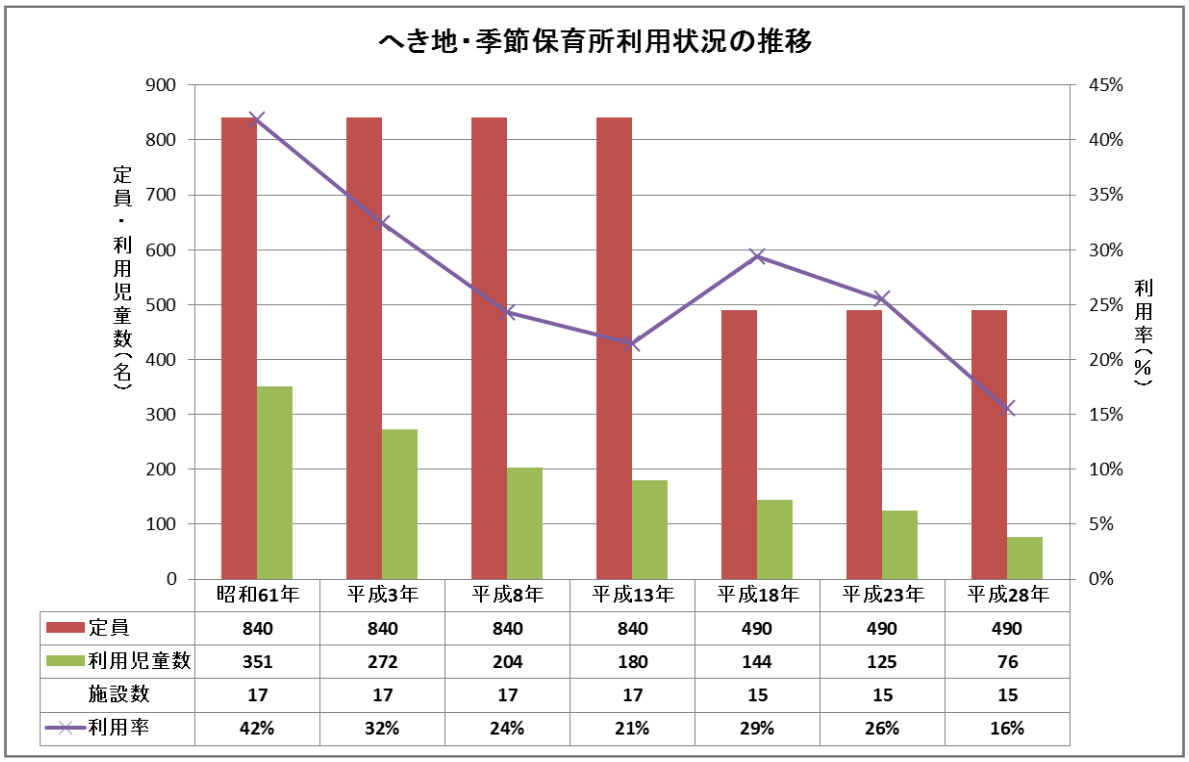
2　へき地・季節保育所利用状況の推移（平成 28 年から過去 30 年）